

乳幼児・児童医療費助成制度の 対象となるお子さんの保護者の皆さんへ

◆ 問い合わせ ◆

町民課 ☎ 893-1117

学校教育課 ☎ 893-1922

学校、幼稚園及び保育園の管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、乳幼児・児童医療費助成制度の助成対象にはなりませんので、次のことにご留意ください。

- お子さんが学校管理下での負傷又は疾病により受診する場合は、医療機関には学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えいただくとともに、いったん保険診療の自己負担分をお支払いください。

乳幼児・児童医療費受給者証は提示しないようにしてください。

- このときにお支払いいただいた医療費につきましては、後日、日本スポーツ振興センターから、支払った額の3分の1相当額（園児の場合は2分の1相当額）を加算し、学校や園を通じて給付されます。

※もし、受給者証を提示して自己負担なしで受診された場合、自己負担分をお返しいただくこととなります。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の詳しい内容については、学校又は学校教育課にお問い合わせください。

平成26年12月1日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されました

◆ 問い合わせ ◆

町民課 ☎ 893-1117

大切なお知らせです！これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

▼ 今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・ お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭でお子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

〈参考：児童扶養手当の月額〉

- ・ 子ども1人の場合

全額支給：41,020円

一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定されます。）

- ・ 子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかはお問い合わせください。



▼ 支給開始日

- ・ 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当が受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ・ 平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。